

つがる西北五広域連合病院事業公告 第1号

つがる総合病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供に係る公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告します。

令和6年9月17日

つがる西北五広域連合病院事業管理者 高杉 滝夫

記

1 調達概要（詳細は別紙仕様書のとおり）

(1) 件名

つがる西北五広域連合つがる総合病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供

(2) 調達内容

- ① スマートフォン：400台
- ② FMC サービス及び機器：一式

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年2月28日まで

準備期間：契約締結日から令和7年2月28日まで

賃貸借期間：令和7年3月1日から令和11年2月28日まで（4年間）

※契約締結日、準備期間及び賃貸借期間については、必要に応じ双方協議の上、変更することができる。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではない者であること。
- (5) 五所川原市建設工事等暴力団排除措置要領（平成20年3月15日制定）第2条第4項及び第5項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 国税及びつがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）市町税に滞納がない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 過去3年間において、200床以上を有する病院（国公立病院又は公的病院のほか、民間病院も含む。）で、携帯端末販売又は賃借及び通信提供業の実績を有する者。
- (9) 運営にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可等（届出を含む）が必要な場合は、選定後自らその手続きを行うこと。
- (10) 事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。

3 応募手続等（詳細は別紙実施要領のとおり）

(1) 受付期間

参加表明書等は公告日から令和6年9月27日（金）まで（土曜日、日曜日・祝日を除く。郵送の場合は、令和6年9月27日（金）必着。）

提案書等は令和6年10月11日（金）まで（土曜日、日曜日・祝日を除く。郵送の場合は、令和6年10月11日（金）必着。）

(2) 受付時間

午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

「つがる西北五広域連合つがる総合病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供」に係る公募型プロポーザル実施要領のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒037-0074

青森県五所川原市字岩木町12番地3

つがる西北五広域連合つがる総合病院 事務部管理課用度管財係

電話 : 0173-35-3111

FAX : 0173-35-0009

メールアドレス : hospital@city.goshogawara.lg.jp

4 その他

実施要領、仕様書及びその他様式については、当院公式ホームページ

(<https://www.tsgren.jp/tsugaru-general-hospital/2024topic-proposal>) においてダウンロードすることができます。